

令和7年2月18日

第20回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第20回総会議事録

1. 日 時 令和7年2月18日(火) 午後1時30分

2. 会 場 コラッセふくしま 3階 小会議室302

3. 出席委員 24名

4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	10番 油井 妙子
11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴	13番 菱沼寿美恵
14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通	16番 尾形 寅昭
17番 古関 恵子	18番 柴田 徳男	20番 齋藤 貴裕
21番 半澤 幹夫	22番 阿部 哲也	23番 佐藤 裕一
24番 玉根 吉光		

5. 欠席の委員

9番 曳地 正人	19番 武田 勇夫
----------	-----------

6. 事務局の出席者

事務局 長	阿藤 裕之		
次長兼農地係長	阿部 三起夫	主 査	小針 道理
庶務係長	丹治 薫	会計年度任用職員	渡辺 久美子

議案の内容

- 第1号 農地等の買受適格証明願出(農地法第3条関係)について
- 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について
- 第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第6号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第7号 現況確認証明願出について
- 第8号 福島市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について
- 第9号 非農地判定について
- 第10号 「農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)」の策定に係る意見について
- 第11号 令和7年度 農作業賃金・農作業料金標準額について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	9番 曳地正人委員、19番 武田勇夫委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第20回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員を、議長より指名させていただきます。 10番：油井妙子委員、22番：阿部哲也委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後3時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後3時30分までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(471件)】 合計471件、令和7年2月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地等の買受適格証明願出(農地法第3条関係)についての案件は、耕作の目的で農地の競売に参加するための証明願出1件です。 農地法第3条第2項各号には該当しておらず、農地取得の許可条件をすべて満たすものと考えます。なお、買受適格証明願出があった場合、改めて農地法第3条もしくは第5条の議案とはいたしませんので、買受適格の有無を判断する中でのご審議をお願いいたします。 区域番号4番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番(発言を求める。)
議長	菅野委員(発言を許可する。)
12番	整理番号1番について説明いたします。申請人は10年ぐらい前に中古住宅を購入しまして、現在会社員ですが自家消費栽培をするため、自宅から少し離れておりますが車で5分、10分で申請地に行けます。現在申請地は、保全管理されており今後競売で取得した際には自家消費栽培をすると、地区担当の推進委員が申請人に確認をしました。区域協議会では適格であると判断しました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	ただいまの説明について、ご意見ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。また、

	競売の落札者から農地法第3条の許可申請があり、その申請内容が本日の審査時と事情が異なっていない場合は、速やかに許可処分を行うことも併せてお諮りいたします。 ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地等の買受適格証明願出（農地法第3条関係）について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の3ページをご覧ください。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転20件、賃貸借権設定1件、計21件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長 1番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長1番（発言を求める。）
議長 1番	栗原委員（発言を許可する。） 整理番号1番について説明いたします。譲受人は飲食業を営んでおり、お店で使う野菜等を耕作したいということで、当初、少ない面積の所有権移転を望んでいましたが、譲渡人が申請地を耕作できる状況にないため、購入してほしいと言われ所有権移転をするものです。すべての農地をすぐ耕作するのではなく、近くに仲間と一緒に、耕していきたいという希望を持っていますので、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 次長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号2番、整理番号2番から3番までの2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長 6番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長6番（発言を求める。）
議長 6番	野崎委員（発言を許可する。） 整理番号2番、3番について説明いたします。整理番号2番ですが、譲受人は以前から譲渡人の畑を頼まれて、もも、梨を耕作しておりました。譲渡人から高齢で耕作できないため、購入して欲しいと依頼があり、耕作していた農地でもありますし、自宅から近いこともあり所有権移転をするものです。整理番号3番ですが、譲渡人と譲受人は親子関係です。譲渡人は高齢のため、譲受人に贈与という形で所有権移転をするものです。2件とも周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 次長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号3番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ

	しくお願いいたします。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号4番について説明をいたします。申請地は保全管理がされている農地です。譲受人は市外在住の会社役員ですが、3前から会社できゅうり栽培に関わり、自分でも耕作したいと思い、不動産会社のホームページの情報でマッチングした案件です。所有権移転により周辺農地に影響はないと確認しております。サツマイモ、じゃがいも等を栽培し、JA直売所に出荷するということで、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	現況が田となっており、労働力が2名で耕作面積が6反近い面積があり、農機具等の設備はどの程度あるのかわかる範囲で教えてください。
議長	油井委員わかりますか。
10番	農機具等はこれから準備するということですが、会社の中できゅうり栽培をしたときの経営を引き続いてやるかは確認しておりません。
	事務局、追加でありましたらお願いいたします。
次長	申請書の内容を見ますと、農機具につきましては、現在トラクター1台、耕運機1台を所有しています。農業従事者に関しましては2名と記載がありますが、3名を臨時雇用し営農する計画になっております。
議長	佐藤委員、よろしいでしょうか。
2番	ありがとうございました。
議長	その他ございませんか。
	〔発言なし〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号5番から4ページ9番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	整理番号5番から9番まで説明いたします。整理番号5番ですが、譲受人が規模拡大を図るため、自宅付近で耕作利便ため所有権移転をするものです。譲受人は、きちんと経営している方なので問題ありません。整理番号6番ですが、自作地続きで耕作利便のため所有権移転する案件ですが、面積も相当現在も耕作しておりますが、稼働力1名ですが子供たちも応援しながら耕作していくということです。整理番号7番、8番ですが、譲受人は地区で大規模に、畑、果樹、田んぼを耕作しており、これだけの面積で稼働力1名では問題ないのかと思われますが、常時7名を雇用しておりますので、申請地を所有しても耕作はきちんとしていくものと判断しました。整理番号9番ですが、譲受人は現在も酪農をしております、牛舎の脇

	が申請地になっております。以前から借りていましたが、今回所有権移転をするものです。10aの価格が高価格となっておりますが、この件については、譲受人から相談を受けましたが、譲渡人となかなか金額が折り合わないですが、将来的に牛舎の脇、自宅の脇でもありますし、譲受人は北海道で酪農の勉強をしている後継者がおり、高価格ですが所有権移転をする案件です。譲受人と譲渡人との交渉で、今回やむを得ないのかなと判断しました。全案件とも区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	柴山委員（発言を許可する。）
3番	整理番号5番の譲受人ですが、高齢のようですが健康状態など大丈夫なのでしょうか。
議長	地区の農業委員に説明をお願いします。
12番	はい。譲受人は85歳と高齢ですが、息子が手伝っておりますので、問題ないと判断いたしました。よろしく願いいたします。
議長	柴山委員、よろしいでしょうか。
3番	はい。
議長	その他ございませんか。 〔発言なし〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号10番から5ページ13番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号10番から13番について説明いたします。整理番号10番ですが、譲受人ですが、申請地は借りて耕作している畑の近くで、自作地続きで耕作利便、経営規模拡大できるということで、所有権移転をするものです。整理番号11番ですが、譲受人が自家消費栽培のため所有権移転をするものです。整理番号12番ですが、自作地続きで耕作利便のため所有権移転をするものです。整理番号13番ですが、譲受人は農地を集めている方で、申請地は休耕地ですが、購入した農地はすべて機械を入れて管理しているので問題ないと思います。全案件、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号14番及び15番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号14番、15番について説明いたします。2つの案件ですが、譲受人の自作地続きで耕作利便のため、賃貸借権設定と所有権移転であり区域協議会では問題なしと判断しまし

た。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 6ページ、区域番号7番、整理番号16番から7ページ21番までの6件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

23番 整理番号16番から21番について説明いたします。整理番号16番、17番ですが、両案件とも共有地の持ち分の贈与の案件で、両譲渡人共に農地の管理が困難なため、譲受人に所有権移転をするものです。譲受人は、今後かぼちゃ等を栽培する予定です。整理番号18番ですが、申請地は譲渡人が相続した農地ですが、耕作する予定がなく農業をしている譲受人に譲りたいという意向で、所有権移転をするものです。譲受人は県外在住ですが、申請地のすぐ隣に母親が相続した家と畑がありまして、そこを拠点として両親と3人で農業しております。今後は、ぶどう栽培を計画しているようです。整理番号19番ですが、申請地は譲受人の農地と隣接しており、保全管理をお願いしておりましたが、譲渡人が今後も耕作する意思がなく贈与することになりました。今後は米を栽培する予定です。整理番号20番ですが、申請地は譲受人の自宅に隣接しており、譲渡人は県外在住のため、今後も耕作するのが難しく、譲受人は自家用野菜の畑が欲しいと考えており、自宅に隣接する申請地を所有権移転するものです。整理番号21番ですが、譲渡人については浪江からの避難者で、申請地を取得して農業をしていましたが、年齢的に栽培するのが困難で最近は保全管理をしていました。新規で農業を考えていた譲受人が、申請地を所有権移転するものです。キウイ等の栽培計画をしており夫婦で管理する予定です。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 栗原委員（発言を許可する。）

1番 整理番号18番ですが、譲受人の住所が県外になっておりますが、福島市内に住所を異動していないのですか。

23番 今はしていませんが、年の3分の1は、福島に帰ってきて農業をしています。安定したらこちらに来るのかもしれませんが、そこまでは確認しておりません。事務局で何か分かればお願ひします。

議長 ありがとうございます。事務局ではどうですか。2か所に住所を置くことは出来ないですから、本来、福島市に住所を異動してから、農業をするのが本来だと思います。このような案件が認められると、どこの住所でも農業を開始できるように思いますが、どのように判断しているのでしょうか。

事務局お願ひします。

次長 ご指摘のように、現在の住所が県外ですが、書類を預かる場合に、農地を取得するなり、借り入れをして耕作ができるか聞き取りをして、申請書類を揃えていただいて預かるようにし

	ております。耕作ができるのかは、区域の方から説明ありましたが、ずっと県外にいるわけではなく、福島に来て耕作することが可能である内容です。生活拠点については、事務局では把握するのは難しいところではありますが、今回の案件ですと、母親の実家に、一緒に住んで生活しているというところであり、拠点としては福島市にあるということで、申請を受理しています。
事務局長	住民票をどこに置くか、生活拠点を何処に置くかは、本人の判断になるので多分、譲受人は3分の1が福島で3分の2が県外で生活しているので、住民登録の拠点上は県外にしていると認識しております。福島で耕作する場合は先ほど説明しました、実家に生活拠点を構えて、きちんと耕作をしている状況です。先ほど農業委員から説明がありました通り、ゆくゆく農業が生活のメインになってくれば、福島市に住民登録を移す可能性はあると思います。あくまでも譲受人の判断だと事務局では検証しております。
1 番	分かりました。今は農地を誰でも購入できる時代になっており、農地を購入し実際には耕作しないということにならないように、売買等がある場合については、事務局の方でしっかり説明していただきたいと思います。
議長	よろしいでしょうか。事務局も考慮した中で、確認をしていただければと思います。絶対ではありませんが、農業委員の間は監視ではありませんが、きちんと耕作しているかパトロールをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。 その他ございませんか。 〔発言なし〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から21番までの21件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の8ページをご覧ください。議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出についての案件は、許可を受けた農地について耕作不便のための取消願出で、市処分案件です。 区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10 番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10 番	整理番号1番について説明いたします。第25期の第18回総会で許可された案件ですが、譲受人は高齢で遠隔地ではありましたが、家族の協力を得て経営規模の拡大を図ると強く言われまして、区域協議会、総会でも認められた案件ですが、その後、家族会議を開いた結果、どうしても協力することができないと、家族の協力を得られないため、取消願出となりました。区域協議会の中でも、区域協議会や農業委員会が振り回されているのではないかという意見も出ましたが、区域協議会ではやむを得ないと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の9ページをご覧ください。議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	野崎委員（発言を許可する。）
6番	整理番号1番について説明いたします。申請地の近くに市道がありますが、市道から自分の畑へ行くための、通用路を作るものです。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の10ページをご覧ください。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転2件、賃貸借権設定2件、使用貸借権設定1件、計5件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、阿武隈クリーンセンターの老朽化に伴う建て替え工事中です。2028年の4月稼働予定で、工事の規模が大きくなる

	ため、社員の駐車場敷地として一時転用するものです。建て替えする場所からは、100m程度離れたところにあり、周辺農地に影響はありません。整理番号2番ですが、所有権移転し露天資材置場、露天駐車場を作るものです。申請地の前に市道がありますが、周辺に及ぼす影響ありません。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願います。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号3番について説明をいたします。譲受人は譲渡人の孫です。市街化調整区域で、微温湯線、県道に面した農地となっており、都市計画法34の11の区域で、一般住宅敷地として転用するものです。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願います。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号4番について説明いたします。譲受人が、空き店舗を利用しコンビニを経営するため、もともとある駐車場に隣接する農地を駐車場として使用するための申請で、周辺農地に影響もなく協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願います。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号5番につきまして説明いたします。譲受人は、自宅用の薪ボイラーの薪の仮置き場を作るものです。薪は仮置き場で3年ぐらい置いておかないといけないので、広い面積が必要で、今の場所では足りないということで、今回この申請地を所有権移転をするものです。周辺は住宅地で区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

異議なしと認め、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から5番までの5件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

次長 11ページをご覧ください。議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業の操業期間を変更し継続施工するための変更承認申請1件で、市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」のとおり、変更の要件をすべて満たすものと考えます。

区域番号6番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 齋藤委員（発言を許可する。）

20番 整理番号1番について説明いたします。西道路南進工事の工期延長に伴う計画変更であり、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

異議なしと認め、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり承認と決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の12ページをご覧ください。議案第7号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 栗原委員（発言を許可する。）

1番 整理番号1番について説明いたします。申請人が相続した申請地ですが、10年前から鳥獣被害で耕作ができなくなり現在に至ります。現地確認を行い、周辺の山林と一体化し農地復元は困難と判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号2番から4番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	整理番号2番から4番について説明いたします。3件とも令和7年1月15日、整理番号2番については一部、昨年9月19日に、事務局、地区担当の農業委員と推進委員で現地確認をした結果、すでに山林化しており農地に戻すことは困難であると、区域協議会で判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号6番について説明いたします。内容につきましては記載の通りです。令和7年1月20日に、事務局、農業委員、推進委員の3人で現地を確認した結果、すでに山林化しており耕作は困難であると判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	13ページ、区域番号7番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号6番について説明いたします。現地確認を行いました。申請地は平成9年以前から耕作放棄がされ、すでに農道もわからないぐらい山林化しており、農地の復元は困難と区域協議会で判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第7号 現況確認証明願出について、整理番号1番から6番の6件、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の14ページをご覧ください。議案第8号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。15ページ、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 栗原委員（発言を許可する。）

1番 整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、借受人は親と一緒に農業をしておりますが、独立して農業をやりたいと意思があり、申請地を借り入れし耕作する案件です。整理番号2番ですが、以前からJAでの貸し借りをしていましたが、今回、中間管理機構ということで新規となっておりますが、改めて借りるということです。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号2番、整理番号3番から33ページ177番までの175件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 野崎委員（発言を許可する。）

6番 整理番号3番から177番について説明いたします。件数が多いので新規の分、更新の分ということで、ある程度まとめて説明させていただきます。整理番号3番ですが、借受人と貸付人は親子の関係で、親が高齢のため経営移譲という意味もあり、借受人の名義にして所有権の使用貸借権を設定する案件です。整理番号4番ですが、貸付人が高齢で農業をするのが難しく、申請地はもも畑ですが、近くに住む借受人が借りて耕作するため、賃貸の契約が成立した案件です。整理番号5番については、以前から借りてりんごを作付しており、今回JAからの移行ということもあり、借受人は大きく農業をしていますので、全く問題ないと判断しました。整理番号6番以降ですが、水稻を大規模に耕作している法人です。地区担当の委員が現地確認、また借受人の法人代表と話をし、継続し間違いなく耕作しますという確認を取りました。これが約41筆あり、19ページ整理番号42番まで、借受人の契約になります。整理番号43番から、個人の契約になりますが、整理番号43番についても、以前から間違いなく、水田を耕作しており、継続して耕作するということです。整理番号44番から46番までの3件についても、現在耕作されており、継続して耕作すると確認をしました。整理番号48番ですが、こちらも更新で間違いなく耕作すると確認を取っております。整理番号49番から55番に関してもすべて確認し、今後も継続して耕作する予定です。整理番号56番も確認済みで問題ないです。整理番号57番から先ほどの法人になりますが、違う地域の水稲の畑になりますがこちらについても、地域担当の委員2人が手分けして、現地の確認を行いました。借受人の法人代表とも話をし、間違いなく継続して耕作すると確認を

	しました。整理番号151番までが法人の案件です。整理番号152番ですが、借受人は別の法人ですが、水稻を継続して耕作すると確認をとりました。整理番号153番以降ですが、すべて水稻ですが地域担当の2名で、現地確認し、本人とも電話の連絡等で、今後の継続意思を確認しましたので問題ありません。整理番号177番まですべて水稻、田んぼの賃貸契約の継続で、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号178番から34ページ184番までの7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号178番から184番について説明いたします。整理番号178番ですが、周辺農地を借りているので、併せて新しく耕作をする案件です。整理番号179番は、更新で問題ないことを確認しております。整理番号180番から182番までは、親の名義から借受人の名義に変更したため、新規となっておりますが問題ないと確認しております。整理番号183番ですが、JAからの移行となっております。整理番号184番ですが、住所は市外となっておりますが、親の協力を得て、現在建っているハウスを利用しいちごを栽培するものです。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号185番から41ページ232番までの48件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	整理番号185番から232番について説明いたします。更新、JAからの移行につきましては、地域担当の農業委員、推進委員から現在間違いなく耕作されており、今後も耕作されるということなので、新規の分から説明します。整理番号222番、224番、225番の貸付人ですが、高齢のため以前は息子と一緒に耕作しておりましたが、息子が亡くなり1人では耕作が難しいため、同じ地域の借受人がそれぞれ耕作する案件です。3名とも現在もきちんと畑等を耕作しておりますので、申請地についてもきちんと管理するものと思っています。整理番号227番ですが、借受人は、貸付人と貸付人の甥で、貸付人の夫が体調不調のため、昨年から耕作が難しく、親戚等に果樹の消毒をお願いしておりましたが、今回借受人が新規就農で農業をやりたいということで、借受人が耕作する案件です。借受人については、先日、地区内で行われましたJAの剪定講習会等にも出席して意欲的に農業に取り組む姿勢が見られたので問題なしと判断しました。整理番号228番ですが、貸付人と借受人は親子関係です。貸付人が、高齢といいますが70歳を迎えるにあたり、借受人に経営移譲という

	形で、農地の使用貸借権を設定するもので問題なしと判断しました。整理番号２２９番ですが、整理番号２２７番の借受人で、規模拡大のため再転貸をするもので、地域で耕作している数人のグループがあり、３年前にその方が新規就農で入りましたが、どんどん農地が増え、回りきれないということで、同じ仲間になる借受人が今回耕作する案件です。整理番号２３０番と、整理番号２２８番の借受人が、以前父親が借りていた農地を２３０番、２３２番は、借受人が今回、新たに借りる案件です。以上全案件とも、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号５番、整理番号２３３番から４６ページ２４０番までの８件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１８番	議長１８番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
１８番	整理番号２３３番から２４０番について説明いたします。整理番号２３３番ですが、更新なので問題ありません。整理番号２３４番ですが新規ですが法人化し規模拡大しているので問題ありません。整理番号２３４番から２３８番ですが、法人なので問題ないかと思います。整理番号２３９番ですが、先ほども説明がありましたが、前借りしていた別の方が借りて耕作するので問題ありません。整理番号２４０番ですが、ＪＡからの移行なので問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号６番、整理番号２４１番から４７ページ２４４番までの４件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２０番	議長２０番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
２０番	整理番号２４１番から２４４番について説明いたします。４件とも新規の案件、１件は新規就農の案件ですが、区域協議会で審議した結果、すべて問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
	区域番号７番、整理番号２４５番から５９ページ３２４番までの８０件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
２４番	議長２４番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
２４番	５２ページ、整理番号２６６番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会

	等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。24番 玉根吉光委員、一時退席願います。 〔一時退席する〕
議長	それでは、議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号245番から324番について説明いたします。整理番号245番、246番ですが、申請者は親子です。貸付人は父と母ですが経営移譲によっての使用貸借権の設定の案件です。整理番号247番、248番、252番から258番、全部で9件あり、すべて同一の借受人で新規の設定になります。この申請地は、以前は、別の農業法人が借りていましたが、今回その農業法人が水稻栽培から撤退することになり、借受人が新規就農ということで、引き継ぐことになりました。適正に管理をしていますので、協議会でも問題なしと判断しました。続きまして、249番、259番から261番、301番、302番、324番、7件すべてJAの移行で再設定だと思しますので、適正に管理されているので、問題なしと判断しました。続いて、新規就農による賃貸借権ですが、整理番号250番、251番です。新規就農者による新規の再設定ということの賃貸借権になります。現在剪定作業等してありまして、適正に管理しているので、区域協議会では問題なしと判断しました。最後になりますが、整理番号262番から300番、303番から323番まで60件あります。同一の借受人による牧草地です。再設定で、継続の貸借になり非常に数が多いですが、申請地はすべて牧草を栽培し管理をしているので、問題なしと判断しましたが、この土地については、地区に遊休農地の対策協議会を立ち上げて、農地確認する協議会があり、すべての土地を確認し、適正に管理されているかどうか、経営管理をしていますので、それも含めて、確認をしていますので、問題なしと判断しましたご審議よろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第8号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします。 24番 玉根吉光委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。 （入室、着席する。）
議長	それでは議事を再開します。 次に、議案第9号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の60ページをご覧ください。議案第9号 非農地判定についての案件は、福島市農業委員会非農地判定事務等取扱要領に基づき、農地法第30条の規定による農地の利用状況調査において、現況が森林の様相を呈しており、農地としての要件を満たす状態でないことを確認したものです。 区域番号4番、整理番号1番から64ページ21番までの21件、判断基準の詳細は別添「調

議長 調査書」のとおりです。(よろしく願いいたします。)

12番 議長12番(発言を求める。)

議長 菅野委員(発言を許可する。)

12番 整理番号1番から21番について説明いたします。全部で21件ですが、10月21日、農地パトロールの際に事務局、区域の農業委員、推進全員で確認をした結果、すでに山林化しており、農地に戻すことは困難であると判断しました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号6番、整理番号22番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番(発言を求める。)

議長 齋藤委員(発言を許可する。)

20番 整理番号22番について説明いたします。令和7年1月16日に事務局、農業委員、推進委員の4人で現状を確認した結果、すでに山林しており農地としての利用は困難と確認しました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第9号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第9号 非農地判定について、整理番号1番から22番までの22件、原案のとおり決定いたします。

次長 次に、議案第10号について事務局の説明を求めます。

議長 議案書の65ページをご覧ください。議案第10号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)の策定に係る意見についての案件は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき、福島市長より意見を求められた案件です。議案書の66ページに記載のとおり、市内36地区の地域計画が策定されることとなり、計画の案につきましては、先日の区域協議会も含め別冊で準備をさせていただいたところです。今回示された地域計画の案については、昨年度から地区毎に開催されております「協議の場」において、農業委員会も参加をし、関係する方々からご意見をいただき、協議のうえ計画の内容を確認しながらまとめあげられたものです。したがって、事務局といたしましては、地域計画の案に対しての意見は無しと判断をしますところ。また、審議にあたりましては、地区毎ではなく全計画一括でのご審議をいただくことを考えておりましたので、併せてお願いをいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 それでは、事務局からの説明のとおり、36地区の計画案を一括で審議することといたします。簡易採決により、議案第10号について異議の有無をお諮りいたします。

	ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第10号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の策定に係る意見についての案件は、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第11号について審議いたしますが、この議案につきましては、経営近代化対策小委員会に付託した案件ですので、小委員会における経過について、先に、経営近代化対策小委員会 委員長の安齋昭通委員から報告をお願いします。
15番	議案第11号 令和7年度農作業賃金・農作業料金標準額については、昨年11月の第17回総会において、経営近代化対策小委員会に取りまとめを付託された案件でございます。その後、実態調査を行いまして、1月17日に開催された第19回総会終了後に、小委員会を開催いたしました。委員の皆様方や地域の農家の方からの実態調査の結果をもとに、最低賃金等の動向等を踏まえて検討をいたしました結果、令和7年度については議案第11号のとおり取りまとめましたので報告いたします。以上です。
議長	只今、安齋昭通小委員会委員長より、小委員会での経過について報告をいただきました。引き続き、議案第11号について、事務局の説明を求めます。
庶務係長	議案第11号 令和7年度農作業賃金・農作業料金標準額については只今、安齋昭通小委員会委員長よりご説明をいただいた通りでございますが、詳細につきましては「議案書」68ページのとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第11号について、異議の有無をお諮りいたします。
	ご意見、ご異議ございませんか。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第11号 令和7年度農作業賃金・農作業料金標準額について、原案のとおり決定いたします。
	次に、報告を事務局よりお願いします。
庶務係長	議案書69ページ、報告第1号から90ページ報告第6号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。
	閉会のことを、尾形会長代理よりお願いいたします。
会長代理	〔尾形会長代理より閉会の言葉〕
	慎重審議ありがとうございました。
	これで、第20回総会を終了いたします。

(午後3時15分)

令和7年2月18日

これは、福島市農業委員会第20回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人10番 油井 妙子

議事録署名人22番 阿部 哲也